

## 第3回青森県行政委員会委員報酬検討会議 会議録

■ 開催日時	平成21年12月18日（金） 13時30分～15時00分
■ 開催場所	県庁舎 西棟8階大会議室
■ 会議次第	1 開会 2 議事 （1）各行政委員会の月別活動状況等について （2）委員報酬の見直しの方向性について （3）その他 3 閉会
■ 出席委員	長谷川座長、内海委員、内村委員、蝦名委員、遠藤委員 小野委員、林委員、日野委員 8名
■ 県側出席者	田辺総務部長、田澤総務部次長、山本人事課長、阿部人事課長代理 ほか 監査委員事務局 三上第一課長 ほか 公安委員会（警察本部） 東山総務課長 ほか 教育委員会（教育庁） 山谷参事 ほか 人事委員会事務局 三上管理課長 ほか 選挙管理委員会事務局 佐藤事務局長 ほか 労働委員会事務局 三国谷審査調整課長 ほか 海区漁業調整委員会事務局 山口事務局長 ほか 収用委員会（県土整備部） 竹内監理課長 ほか

### ■ 議事要旨

#### 【1 開会】

○司会：ただ今から、第3回青森県行政委員会委員報酬検討会議を開催いたします。この後の進行は、長谷川座長にお願いします。

#### 【2 議事】

##### 【各行政委員会の月別活動状況等について】

○座長：委員の皆様におかれましては、年末の大変お忙しい時期にお集まりいただきありがとうございます。それでは早速議事に入らせていただきます。

まず、前回の会議で話題になりました事項が3点ございます。1つ目は、各委員会の共通に時期における活動状況を比較したものが欲しい。2つ目は、欧米における行政委員会制度を調べて欲しい。3つ目は、既に日額制としている委員会を持つ都道府県について、日額制とした理由を調べて欲しい。というのがありました。これらの状況につきまして、事務局から説明をお願いします。

○人事課長：資料1についてご説明します。これは、各委員会委員の月別の活動状況をまとめたものです。平成21年の2月、4月、7月、10月を抽出しています。各四半期の中で、大型連休や年末年始を除くという観点で選んでいます。

2ページの上方に集計表を作っています。この作りは、会議・会議以外の行事・県議会・事務局との打ち合わせの4項目については、事務局が関与するものという形で整理しました。その下は、会議の事前検討・情報収集・その他ということで、必ずしも事務局の関与がないものです。こういう形で整理しまして、2ページの監査委員で見ますと、2月で3回、4月で8回、7月で3回、10月で1回、トータルで月平均3.8回。内訳として、関与するものが3.8回、関与しないものが0回ということになります。このデータの拾い方のルールですが、同一日に業務が複数あった場合は1つとして計上しています。また、県外での会議で移動日があった場合は、移動日も含めて計上しています。各月の中身については、下の内訳表のとおりです。また具体的な事務の内容、例えばここでは、委員の監査や協議会というものが書かれていますが、その内容については前回の会議で説明しておりますので、説明は省略します。（以下、公安委員会、教育委員会、人事委員会、選挙管理委員会、労働委員会、西部海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、収用委員会について説明。）

続きまして、資料2について説明します。欧米の行政委員会についてのデータがないかということで、調べてみたんですが、これというものがなかったんですが、若干情報提供できるものがありましたのでご紹介します。まずアメリカの制度ですけれども、出典の話からし

ますと、自治体国際化協会（通称クレア C L A I R）というところがありまして、ニューヨークなどに事務所を持っていますので、そこにお願いをしたり、研究者がまとめたものから調べました。アメリカの教育委員会制度につきましては、州とかその下にある行政組織において、様々なものがあるようとして、ニューヨーク州では、学区ごとに3名から9名の委員が置かれています。報酬体系としては、無償のボランティアという状況のようです。次のウェストバージニア州は、充て職の委員ですとか、知事が任命する委員がおりまして、任期は9年と長めになっています。活動につきましては、日当1日100ドルが支給されています。会議は少なくとも年6回は開催されています。カナワカウンティはバージニア州の県ですが、この委員は公選制が採られていて、任期は4年。年間50回までは1日160ドル。50回以上は日当はないという仕組みのようです。次はホワイトプレインズ。これは郡単位のようですが、委員は公選制、報酬はないという仕組みのようです。

イギリスの制度ですけれども、これについては、行政組織から説明しますが、イギリスの自治体の議会というのは、意思決定機関であると同時に執行機関という性格を持っているようとして、行政分野別に委員会が置かれ、行政の執行に当たっています。議会の下に、政策資源委員会、教育委員会、福祉委員会、住宅委員会などが置かれまして、委員会の構成員は、すべて議員として、議員がいずれかの委員会に席を有するということのようです。そして名誉職ということもありますし、基本的に給与は支給されませんけれども、基礎手当などが支給されているという仕組みになっています。以上がアメリカ、イギリスの行政委員会制度の概要です。

資料3は、委員報酬について日額制を採っている都道府県で、どういうような考え方を探っているのかということをまとめたものです。北海道は収用委員会を日額にしておりますけれども、その理由は、収用の申請があつて初めて業務が発生するということ、年単位、月単位で業務量の増減が大きいということ等を勘案しているようです。栃木県の内水面は、開催不定期、回数が少ないということに着目しています。群馬県の内水面は、出務頻度の問題で日額制のようです。東京の海区、内水面は、だいぶ古い頃からやっているということで、日額制とした経緯は、はっきりしたことは言えないということで、こういう説明になっています。富山県も基本的に同じです。福井県は海区、内水面、収用ですが、勤務実態を考慮したことと、古くからという2点のようです。山梨県は内水面と収用ですが、委員会の開催状況、全国の状況、委員の職務内容、勤務態様というものを考慮したということです。長野県は経緯不明。岐阜県も経緯不明ですけれども、活動状況によるということのようです。滋賀県は海区と内水面ですが、これも経緯不明。京都府は海区と内水面で、詳細は不明ですが、活動実態を考慮したものと思われるということです。ここでご紹介したものを総括しますと、海区は40都道府県の中で4つ、内水面は47のうち12、収用は47のうち5が日額制を採っているということです。説明は以上です。

○座長：ただ今事務局から説明がありましたけれども、ご質問等はありますか。

○内村委員：欧米の行政委員会制度の確認ですが、イギリスの場合は、日本でいうところの議員が委員を兼ねるという意味で、議員報酬は出ているけれども、委員会は委員会という立場で、報酬が出ているということでよろしいですか。

○人事課長：そもそも議員としての報酬、給与はないということです。基礎手当というのはすべての議員に支給されているので、名前は手当ですけれども、実質的に基本給的な要素はあるのかなと思います。あとは、議長やリーダーに、特別責任手当というものがありますので、これは役職に着目しているのかなと。所得損失手当というのはほとんど支給されていないようですけれども、本業に対する補償みたいなものを考えているのかなと。世話手当は、子どもの保育を外部に頼んだときの手当なので、個別事情に応じたものというイメージだろうと思います。

○蝦名委員：先ほど、日額制の委員会を持つ都道府県の考え方ですが、海区や内水面がほとんどですが、そうしますと、教育委員会や監査委員で日額制を採っている都道府県はないということですか。

○人事課長：今のところ日額制を採っている都道府県はありません。日額制はこの3つの委員会に限られています。

【委員報酬の見直しの方向性について】

○座長：これまで2回の会議を開催し、委員の皆様から、様々な意見をいただいたところですけれども、これまでの意見を踏まえますと、前回の会議で意見が出尽くしたんじゃないかということをございました。そういったことから、そろそろ、意見書をイメージしながら、議論を集約していった方がいいのではないかと思っておりますがいかがでしょうか。

(委員から異論なし)

○座長：それでは、これまでの会議の意見を基にして、事務局に意見書案の骨子を整理させました。これを一つのたたき台として進めていきたいと思います。それでは資料の配布をお願いします。

(意見書案の骨子を配布)

○座長：骨子の内容について、事務局から説明をお願いします。

○人事課長：あくまでも、前回までの意見を基にまとめたものですので、当然、今日の会議で様々な意見が出れば、それをまた整理していくというのが前提条件です。

(意見書案の骨子を説明)

○座長：先ほども申し上げたとおり、この骨子は、あくまでも、これまでの会議で皆さんから出された意見を基にしたたたき台です。内容については、本日の皆様方の意見を踏まえまして、これを整理していきたいと思います。それでは、委員の皆様方から、この骨子につきまして、忌憚のないご意見を出していただきたいと思います。

○日野委員：委員報酬のあり方について、地方自治法の観点から、「原則日額にすべきではないか。」ということが書かれていますが、前回出席できなかったので、そのことについて若干申し上げたいと思います。大津地裁の判決を聞いて、かなり考え方の範囲が狭められているという印象を持つんですけども、簡単に言ってしまえば、自治体の自己決定権をあまり認めないような形で、大津地裁は判示しているので、おそらく、高裁、最高裁と進むがあれば、たぶん変わる可能性はあると思いますので、原則日額というような観点からではなくて、もっといろんな観点、職責だとか、職務の内容など、多様な考慮要素を含めて考えて問題ないと思うんです。もう少し広い観点から、地方自治法は、自治体に、非常勤職員の報酬のあり方について捉えていると思います。

○座長：遠藤委員いかがですか。

○遠藤委員：「定量的に把握できない活動も多い。」ということもあるわけで、少し、いろんな観点から、報酬のあり方について考えていく必要はあるだろうと思います。その上で、しかし、日額制にすべきか、その妥当性について考える必要はあると思います。

この意見書の書き方なんですが、最終的に、「見直しに当たって」のところですが、このような内容で最終的に出すということもあるのでしょうか。要するに、委員報酬のあり方について、「こういうふうな議論があって、もっと検討すべきである。」というふうな形で、今回の検討会議の内容を閉じるというふうな形でおしまいにするということでよろしいでしょうか。

○座長：まだまだ詰めなければならないことがあれば、それは考えなければならないでしょうけれども、前回で大方意見が出たと。その中で整理すれば、これ以上やっても、なかなか意見も出てこない。そうであれば、私は両論併記でもいいと思っています。それを受けた方の県が、様々考えるでしょうけれども、委員会としては、あくまで、様々意見が出ましたので、その意見を踏まえて、ある程度整理しながら、意見書を取りまとめる。その中で、日額がいい、月額がいいとなれば、両論併記ということで、検討会議の意見としてもいいと思います。判断されるのは県ですから。

○遠藤委員：そういう意味であれば、今回の骨子案については、私たちの議論した論点をカバーしていると思います。

○座長：蝦名委員いかがですか。

○蝦名委員：まず、第1回、第2回と欠席しまして申し訳ありません。

私なりに、実業界のこの種のものを見たり聞いたりしていますと、どちらかというと、日額制に比重を置いた考え方になるのかなというふうに思っています。もう一つは、的を外した意見になるかもしれません、月額制、日額制というふうにはっきり分けるのではなく、統一するのではなく、一つには、これまでの活動状況を見てみると、委員の方が勉強したり、資料精査されたりということを含めると、基本的なところは月額制にして、いわゆる費用弁償的なものも出てくるんじゃないかと思うので、そのかみ合わせみたいなところはどうなのかなとも思っています。

○座長：労働の対価として、見られるものは見て、日額とする。目に見えない部分は、責任の部分とかを含めれば、月額制にするということですね。内村委員いかがですか。

○内村委員：私が欠席した前回、日額制、月額制についての議論が深められたということで、議事録を読ませていただいた中で、座長からお話をあった、両論併記的な考え方も確かに、この2、3回の中では詰めようがないかなという思いはありますけれども、ただ、せっかく開催した検討会議で、両方の考え方もありますよねというだけのまとめ方というのは、ちょっと残念だなという思いはしています。それで、私がどちらの立場かというと、労働委員会の委員とも、若干意見交換をした中では、これからもオンブズマンなり監査請求という形で騒がれるよりも、すきっと決めていただいた方が、自信と確信を持って、自分の仕事に携われるんだという話もありました。それが総意かどうかは別にして、そういう意見の方もいますし、仕事に波があるのは、相手があるからしうるがないということはありますけれども、労働委員会は審査件数がないときとか、選管でいえば選挙がないときに、10何万ということで、少ないか多いかは別にしても、そこそこの金額が動くということについては、私もそうだし、もらっている方にとっても、ちょっとすっきりしないという思いを持っている方もいるんじゃないかなと思っていますので、こういう意見書という形で取りまとめるにしても、今後県が判断していく上では、委員が自信を持ってやっていけるのか、額は少ないより多い方がいいに決まりますけど、そういうところで後ろ指を指されるとか、いちいち批判をされながら、そのことを気にして仕事をするよりは、明確な基準でやる方がやりやすいんじゃないかなという気がしています。

○座長：基準を定めて、意見書の中に盛り込むということですね。内海委員。

○内海委員：難しいですね。出発点に戻って、現行制度に問題があるのか、問題がなければ現行のままでいいと思いますね。問題があるとしたら、何が問題なのか、どこに問題があるのか、誰にとって問題があるのかというところを詰めた方がよかったですかなという思いはあります。実は報酬の内容を見ますと、横並び的な額です。ということは、職務内容や業務内容というよりむしろ、時間を提供している対価といいますか、そういう意味合いの報酬だと考えるべきだと思います。そうしますと、労働の対価という形ではどうも捉えにくいかという感じがします。私は月額制を支持すると、前回明確に言いましたけど、日額の場合は、欠席すると報酬がないんです。いくら下調べをしても、今日出てこなければ報酬はないんです。それが一般的な外部委員です。それはやっぱり、これからはまずいだろうと。だからそうなると、資料を読み込んだり下調べをしているのも、ある程度勘案していかなければいけないんじゃないかと考えると、月額制を、高度の専門性あるいは行政の中でも、首長部局から離れて、別な権限の中でやるという行政委員に対しては、何か担保しておく必要があると思う。そこでいろいろ問題がありますので、私はミニマムスタンダードを決める。そして後は、各委員会において、月額の報酬額をお決めになったらいかがですか。つまり自分たちで決定すると。自分たちの委員会については、大体これくらいだと。それで中身を見ますと、東京都はかなり高いので、調べてきました。いろいろ聞いてきました。3時間、4時間やるんですよ。これは事務局にとっては、上司がもう一人いるような感じだと。やはり大変だということがわかりましたし、相当その人たちは勉強していると。だから事務局は本当に大変だとい

う話を聞きましたので、そのようなことを勘案して、大体2分の1から現行の額ぐらいの範囲で、それぞれの委員会の額を、自己評価という観点に立って決める方が私はすっきりすると思います。ただし、ミニマムスタンダードである一定のものは保証するというか、担保するというふうにしていかないと、ほかの委員と全く違うものになってしまう。やっぱり、たくさんの資料を読み込んでも、何かの都合で行けなかった場合に、意見は出しますけれども、報酬はないわけです。それは個人的に不満に思っていましたので、そういう意味では、最低限ということは採用できるのかどうか、そこも議論になるのではないかと思っています。

○座長：ある程度ミニマムスタンダードを入れるということですね。特に青森県の場合、全国的にも低い水準にあり、秋田、岩手、山形とほぼ同じです。同じ東北でも、宮城、福島は、高い方にあります。県によっても人口規模によって違うようです。特に、滋賀県とは、収用委員会では3倍ぐらい違います。それぞれ地域、人口、様々な要因があるかもしれませんけど、同じようなことをやって同じ苦労をして報酬が違うというのもありますけど、それぞれの県の事情もありますから。また、県民の目線もありますから、これらを総合判断しているんだろうと思います。小野委員。

○小野委員：私は前回、日額制を主張しましたけれども、今回これを変えるつもりはありません。まず大雑把に言いますと、大津地裁の判決をどう評価するかというのは、非常に簡単な判決で、あまり先例になるような判決とは言えないんじゃないかと。ですから別に、大津地裁の判決をどうこうということは、この際、考慮外にしたいと思います。

それから、前に、遠藤先生からだったと思うんですが、外国の例がどうなっているかというご質問があつて、こういう資料が出てきたと思うんですが、確かに私としては、委員会というのはボランティア的な性格があるんじゃないかなという観点を漠然と持っていたんですが、今回出てきた資料を見ますと、アメリカの場合を見ますと、ボランティア的な要素が強いと。名譽職的あるいはボランティア的な性格があると。まず、この点を考えるべきなんじゃないかと思うんです。

その上でどう考えるかと言いますと、やはり最終的には、どこかできちんとした合理的な基準を設定しないとまずいと思うんです。合理的な基準を設定するとすれば、やっぱり日額制しかないと思うんですね。ただ、日額制には、時間の問題とかいろんな要素があるので、その決め方というのはきめ細かくやってもいいんですが、どこかできちんとした基準を作らないと、市民の理解は得られないと思うんです。ですので、日額制にして、時間とかそういうものを加味した上で、あるいは労働の対価をどう見るかというのも、十分検討した上で、日額制の基準を作ると。じゃあその場合に、少なくとも、労働の対価の面では、ボランティア的な要素を加味せざるを得ない。まさに労働の対価が、全然離れたボランティア的な性格だから、全然無くていいんだというのはおかしいと思うんですよ。

例えば、私は青森市の建築審査委員会の委員をやっているんですが、裁決書を書くときに、法律専門ですから、私が書くことになるんです。1週間くらいかけて書くんですが、でも私は、その対価は皆さんと同じなんですが、たいした対価じゃないんです。それに対して私に不満があるかというと、不満はない。つまりそれは、自分が市民の一部として、専門が法律ですから、それに関わりあうということは当然だと思っているし、労働の対価として足りないんじゃないかなというふうに考えることはないんです。

おそらくこの委員の方たちも、純然たる労働の対価は求めてなくて、少なくとも自分はボランティアでやっているという、潜在的あるいは顕在的認識はあるんじゃないかなと思うんです。そういう点を、労働の対価としては加味せざるを得ない。そういう考え方で行くと、最終的には、地方自治法203条の2では日額制ということでいくと、つまり生活給じゃない、つまり報酬に過ぎないということを考えたら、やっぱり私としては、日額制を支持したいと思います。日額制で、たぶん、月にたくさん会議が開かれたり、下調べをたくさんせざるを得ない場合もあるんですが、それをどうカバーしていくかというのが一番難しいんじゃないかなと。それは、日額制の基準の作り方によっては、クリアできるんじゃないかなというふうに考えています。

○座長：林委員。

○林委員：私も前回、日額制ということでお話しさせていただいたんですが、今回用意していただいた資料を見て、まず、資料1の各委員会の活動状況を見ますと、一般庶民の感覚

では、たった月3回出て、10何万もらっているというのが率直な感想になってしまうんです。その内容がわからなくても、どうしてそんなにもらえるんだろうというのが、一般的な感情なんじゃないかと思います。まして、欧米諸国では基本的にボランティアということになっています。そうであれば、前回申し上げたとおり、日額ということになります。実際に働き、従事したものに対して、報酬を支払うという考え方だと思います。

ただちょっと心配なのは、ある程度一定の報酬額にしなければ、委員のなり手がないのかというところが非常に心配されるところがあるんですけども。これは追々検討されていくと思いますけれども。

私としては、やはり、実際に会議に出席できなくて、報酬が支払われなくて、これまで準備したものが無駄になってしまふかもしれませんけれども、それについて、ある程度日額として考えるんだったら、例えば、青森県の最低賃金633円より遙かに高い報酬を支払うことになってしまいます。それは、報酬の中に含めてお支払いするのがいいと思いますので、私はやはり日額ということでいきたいと思います。

○座長：日野委員。

○日野委員：最初、大津地裁のことでコメントしましたけれども、判決はどうあれ、自治体としてどういう報酬のあり方にするのかはまた別途というふうに考えられます。私も基本的には日額制でいいんじゃないかという考え方ではあります。その後、日当というんですか、どのくらいの額にするのかと、そのところで、いろいろ水準があると思うので、そこで何とかなるんじゃないかと思います。

それと、蝦名委員が最初おっしゃった、費用弁償の話もありましたが、報酬は制度上、別に作られていて、実際に調べたときに、その中で使ったものは、費用弁償として対処できるはずですので、実費弁償とは別に考えていいのかなと思います。

あと、委員のなり手が、日当の額にもよると思うんですけれども、なり手がいるのか。確かに、その県やその地域の最低賃金を見た場合に、何でこんなにもらえるんだろうかということはあると思うんですけれども、これは職責を担っている事柄というものが重いから、やっぱりそれなりに責任を持った判断をしなければいけないということで、他の労働者とは一緒にできないんじゃないかなと、別な部分で見なきゃいけない一方で、小野委員がおっしゃった、上に立つ者がある程度身を削ってでもという、ボランティアという部分を、これから、あるべき非常勤の行政委員のあり方を考えたときに、考えなければいけないんじゃないかなと。そういうことをいろいろ考えると、細かい事情に合わせて、報酬のあり方を考えられそうな日額制の方がいいんじゃないかなと思います。

○蝦名委員：一つ確認します。この報酬の中には、委員会に出る会議の日当は入っているんでしょうか。

○座長：旅費は旅費で出るでしょう。

○蝦名委員：旅費というか、会議日当というものは。

○人事課長：月額で例えば10万円と決められていますと、その月に払われるのは10万円であって、実際に交通費とか、場合によっては県外に出張して、宿泊が必要な場合は、宿泊料が発生すれば、実費を弁償するような形で出ます。ただ、会議に出たことによって、10万円の他にプラスで1日3千円とか5千円とか、そういうものが出ることはあります。

○蝦名委員：私がさっき費用性の話をしたのは、旅費ではなくて、会議日当みたいなものと基本額みたいなものと分けるという意味で、実際にかかった費用とか、そういうものの費用弁償という意味ではなかったんです。

○座長：遠藤委員。

○遠藤委員：先ほど、意見書の内容についてはこれでカバーできるでしょうということで、私の意見は出さなかつたんですが、前回の会議の中で、欧米の事情をというようなお話をして、今回提出してもらいましたけれども、欧米の行政機構というのは、かなりコンパクトになっ

ていて、今回の委員会についても、かなり制度は違いますけれども、コンパクトになっているという印象を受けます。おそらく、現在の行政機構は、転換期にさしかかっていると思うんです。今後どういうふうに機構内容を制度設計していくかというのを、大きな目で見ていく必要があると思っています。今回、お話の中で出てきましたけれども、新しい見方も必要なのかなと思うんですね。欧米と日本ではかなり違っていますけれども、社会貢献というのも大事だと思うんですね。私たちもこういうことを考える時期に入っているわけですけれども、そういうことを考えると、地域社会への貢献ということを考える、つまりボランティアの要素を入れながら、仕事をする、生活するという生き方を真剣に考える必要があるのかなという感じがするんですね。

それと、日本の場合、優秀な行政機構がありますので、基本的なデータや考え方について情報収集するということをやった上で、あとは意思決定を委員の方たちがやっていくというふうなことを考えれば、かなりコンパクトな内容で委員会を運営することも可能なのではないかという感じがするんですね。もちろん、ミニマムスタンダードというお話がありましたけれども、これはこれで考えることにして、基本的には日額制のような制度設計を組むというのは可能なのではないかという感じはします。

○内海委員：あれですかね、新しい自治体のあり方とか、行政組織というものをある程度頭の中で想定しなければまずいのかな。確かに流れとしては新しい公共という流れがありますから、参考書にありましたが、アメリカのネイバーフッドでいえば明らかにボランティアと出ております。

私の世界で言いますと、教育職というのは、給与が少し高いんです。その代わり残業手当がない。24時間教員ですから。だけど同じ教育の中に行政の事務職になると、これは残業手当が出て、給料は下がるわけです。

先ほど言いましたけれども、本当に日額でいいのかというと、どうも、ただし書きで出てきたというのが、私は気になったんです。もう一つは、単位自治体では日額制もありますよね。教育委員会のベースで言うと、青森県内の市町村は、全部が月額でやっているわけではないんです。それはどうしてなんだろうということも含めていくと、県というレベルの広域なものをカバーするとなると、やはりそれなりの、公安委員会なんか確かに大変だなと思いましたけれども、やはりそういうようなことは勘案すべきじゃないかと。

それから、日額の場合の報酬の高い安いというのがありましたが、なっている委員の方は会社の社長さんであったり僧侶であったり大学の先生であったり。別段報酬がどうではなく、そういう方がおやりになる。あるいは会社のサラリーマンが出張届を出して出てくるとのとは訳が違いますから。そういう意味では私は、もう少し先を狙ったものを、つまり、青森県の、トップランナーじゃないですけれども、先導的なものを目指すのか、それとも冒頭申し上げた、根っこに問題があるからその問題を整理してやろうとするのかということを考えていく。私は大津の裁判自体には振り回されてるつもりはないんです。明快ですよ。あれでいったらしようがない。ただやっぱり、青森県のこの先を考えると、流れとしてはボランティアになるだろうと思うんです。一方でプロフェッショナルがいるんです。だからレイマンとプロフェッショナルになって、ゼネラリストはおそらくなくなるわけです。そういう中ではわかるんですけども、ただ、最低のものは保証したいなと思うんです。いきなりはちょっと、個人的には理解できないなという心境ですね。

○座長：これまででは、各都道府県とも月額だったわけですけれど、これは、職責を果たす人材を確保するための報酬水準だと思うんです。ただ、委員会によってばらつきがあるんです。ですからその差をどうするかというのがありますけれども。ただ、各都道府県を見ますと、専門性、識見もなければなりません。それから、定例会以外にも、現地調査とか情報収集とか事前検討とか自己研鑽とかあるわけですから。そういう目に見えない業務があると思います。また、出た判断については、直接責任が求められるわけです。ですからこれらの社会的な責任や精神的な負担、これらを加味した形で、月額制にしているようです。

大津地裁のことが様々言われていますけれども、大阪地方裁判所に事例もありましたね。あれはどうなんですか。あれは最高裁までいったんですか。

○人事課長：これは大津とは逆に、月額とすること自体は、地方自治法のただし書きの趣旨に反するものではないという判断が示された事例です。平成19年10月26日に最高裁までいって、確定しています。

○内海委員：インセンティブを与えるか与えないかということになると思うんですが、ある一定のものが保証されれば、競争原理は働きませんから、頑張らなくてももらえる。そうじゃなくて、今の流れとしては、0円ベースから始まって、競争の原理に基づいていく。そういう意味ではインセンティブを与えて考えていかなきやいけないなと思うんですけれども。ただ、この額が4万7千円から17万8千円までありますけれども、やっぱり少しばらついていますので、私としては、最低額をある程度保証して、それで勉強したりする。あとはインセンティブをあげて、行政上の委員の活性化を図るというのが重要だと思うんです。それがないと、専門性が発揮されるのかどうかというところも関わってくると思います。

○遠藤委員：先ほどの繰り返しになりますが、プロフェッショナルなんですが、その仕事を社会的な価値でこの委員会というものを位置付ける、これが欧米のやり方です。さきほどとの関連でいえば、プロフェッショナルとボランティアという枠組みで、ひょっとしたら日本もいいよそういう時代にきているのかもしれません。社会的な価値を生み出す活動をプロフェッショナルがボランタリーにやる、そういう形で委員会を構成するという考え方があってもよいのではないかと思います。

内海委員の考え方とは位置付けがちょっと違いますが、そういうこともひょっとしたらあるのではないかと思う。

○内海委員：自分でも無償でワーキンググループに参加しているという例があるので、流れとしては分かります。

○遠藤委員：自分はこの検討会議に自治体経営の専門家として来ていますが、例えば半年、3ヶ月といった期間の委員報酬を、月額制でやったらもっとコストがかかる訳です。しかし、自分は社会的な貢献の一環との位置付けでここに来ています。そうすると、ちょっとした手当で済みます。各専門家が委員会に出て、社会的な貢献という位置付けでやることもあり得るのではないかと考えます。

○座長：要は報酬の問題ではなく、委員の基準のようなものを変える方向で考えるべきのことですね。

○遠藤委員：ただし、その場合は、今までと考え方が全く変わるので、十分な説明が必要になるとと思います。

○座長：前に小野委員から、大津地裁判決はちょっとシンプルすぎて説得力がない、とのご意見がありました。本県は、本県なりの見直しの視点に基づいて、考え方を整理すればよいのではないかと思います。

○小野委員：遠藤委員と同じ視点ではあるんです。ただし、最低賃金の基準をというのは全く考えない。プロなのでそれに見合う報酬は必要だと思います。その上で、ボランティア的な要素を加味する。その場合に問題になるのが日額なんですが、私の事務所の弁護士に神戸市職員の前歴を持つ者がおり、会議に来る前にインターネットから同市の報酬基準をプリントしてもらって持参しました。それを見ると日額と月額がそれぞれあるんですが、例えば投票時の選挙管理者は日額12,600円、選挙立会人が日額8,800円、高い方では固定資産評価審査委員会委員長が日額15,000円、固定資産評価審査委員会座長が日額18,000円となっています。ということで、日額をどう設定するかというところで、内海委員の悩みもカバーできるのではないかと思います。

○内海委員：日額にした場合、欠席等で支払わなかった報酬はどうなるんでしょうか。会議を増やすために使うといったことにはならず、県の予算に戻すことになるのですか。

○総務部長：そうなります。

○内海委員：インセンティブとして多様な会議活動の最低だけ保証し、そこから上は中身を活性化させることに使うという考え方が必要だと思います。日本にはまだ博愛精神とかボラン

ティア精神といったものは根付いていないと思います。これを県が率先してやろうとするのであれば、まず議員報酬から始まって、行政のトップクラスから着手していかないと、なかなか他の非常勤のベースでそれを訴えても、結局はそのツケは我々県民が被ることになります。社会哲学的には理解するんですが、もうちょっと何かないかなあという気がします。

最低47,000円から最高170,000いくらまで、行政委員会ごとの報酬月額に差があります。したがって、最低47,000円又は60,000いくらまでとしておいて、あとは業務内容に応じて支払うといった仕組みがあってもよいのではないかという気はします。

やらなければ0円という日額制では、モチベーションというかインセンティブというか、そのような面からどうかなという気がします。

行政委員の職責は、それくらい重要であるとの位置付けできているわけですから。

○蝦名委員：私が先ほど申し上げたのは、内海委員と同じ考え方です。まず月額でいくらいうものを支給し、あとはいいくらが適当なのかはわからないが、実績に応じて日当を払うというものです。

○内海委員：表現は悪いが「お駄賃」のようなもので、最低ベースは月額で支給し、頑張った分はお駄賃として日額であげる、という考え方なんです。日額だと会議に欠席した場合は支給されませんが、欠席の場合でもメールやFAXなどで何かしらの意見を提出するシステムがありますから、この部分が実績として評価するような仕組みであるべきだと思います。県民の誰が委員になっても、やりがいをもって活動に取り組んでもらえるような報酬制度とするべきであり、必ずしも金額の多寡が重要なのではないはずです。そして、その次に遠藤委員がおっしゃったような方向に向かうことになるのではないかという気はします。

○座長：今日は角濱委員を除き、全員が出席しています。前回までの発言では、角濱委員は月額制を主張しておられたと思います。各委員の皆さんには、日額、月額と様々なご意見をお持ちであり、なかなかこれを一本化するのには時間がかかるかなというのが実感です。

そこで、事務局である県にお聞きしたいのですが、受け止める側としては、両論併記の意見書でもよいと思っているのでしょうか、それとも一つの結論を出して欲しいと考えているのでしょうか。

○総務部長：委員の皆様のご意見は、今後、我々が見直しを行っていく際の大きなヒントにさせていただきたいと考えています。本日お示しした骨子案は、委員の皆様の第1回目、第2回目の発言や考えをまとめた形で作成したつもりです。

今日の皆様のご意見を大きく捉えれば、日額制6～7割、月額制3割程度のご意見だったと思います。本日お示しした意見書骨子案では、日額と月額のポイントを2点ずつ記載していますが、本日のご意見を踏まえれば、日額と月額の項目としては4対2、あるいは7対3程度のボリューム感で意見書をお考えいただけるのかなと思っています。県としましては、委員の皆様から、我々が今後見直しを行っていく上で、考え方の大きな礎をいただいていると思っており、今後さらに他県の考え方や今の見直しの状況等を踏まえて、責任を持って対応していきたいと考えておりますので、県はこうすべきだという一つの統一した意見をいただく、あるいは、このような多様なご意見があったという形で意見書をいただく、どちらでもお任せしたいと考えています。

○座長：県では、当検討会議から出された意見を十分尊重、参考にしながら、県としての総合的な判断を下すことになるのだろうと思います。第1回の会議の際、県からスケジュールの説明があり、2月の県議会に条例改正案を提出したいとしていましたが、その点から考えた意見書提出のタイムリミットは、やはり年内ということになるのでしょうか。

○総務部長：月額制の見直しを本格的に議論しているのが、本県のほか、神奈川県と鳥取県となっています。この3県は、ほぼ同じようなスケジュール感で動いています。2月議会への提案を前提に考えますと、1月に入ると事務的な作業として他県の状況ですか、各行政委員会で実際に委員を務めもらっている委員の意向も踏まえまして、最終的な条例案の作成作業に当たることになりますので、できれば年内に基本的な考え方をお示しいただきたいと考えています。

○座長：県側の希望に対応するためには、第4回目を年内に開催する、あるいは今日出た意見を私が座長として調整し、意見書案として取りまとめて委員の皆様に見てもらうなど、様々なやり方があると思います。委員の皆様は非常に多忙でもあり、年内に第4回を開催しても出席する委員が少なければ意味がありません。そのような意味では、今日、かなりの意見が出ましたので、これを私が調整の上意見書案として取りまとめて委員の皆様に見てもらうという方法でどうでしょうか。

○内海委員：事務局の説明の中で、これから行政委員会の委員の意見を聴取するという話がありましたが、本来であればそれを先にして欲しいと考え、私は第1回目の会議の冒頭で申し上げたつもりです。つまり、行政委員会委員の報酬のあり方について、当事者がどう思っているのか全く無視して検討を進めているようなところがあつたんですね。より意地悪なやり方をすれば、「すべて日額化するという方向で決まりました。いかがですか。」と委員に聞けば、反応は確実にわかります。

意見書が両論併記的な曖昧な内容になったとしても、もし行政委員からの意見聴取をするのであれば、「このような部分はこうなんだ」という積極的な理由があれば、その部分は「見直す必要はない」とか、「もっと報酬を倍払うべきだ」の結果を書き込めたかもしれない。いずれにせよ、当事者の気持ちがわからないまま議論しているので、勝手に他人の懐に手を突っ込んでいるようで釈然としない部分があります。できるだけ早く、現委員の意見を聞くべきだと思います。

○総務部長：県では、行政委員の立場の考えとは別に、まず、外部の方々からこの問題に対する客観的なご意見を伺いたいと考えたところです。

各行政委員のご意見は、今後、それぞれの事務局を通じてお聞きし、行政委員会内部の事情などを考慮しながら、この問題の見直しに関する所要の手続を進めていきたいと考えています。

○蝦名委員：今後の進め方については、先ほど、座長から提案があったとおり、だいぶ意見も出尽くしたようなので、座長と県の方で意見書案を取りまとめていただいて、各委員に確認してもらうという方法でよいと思います。

○内村委員：日額にすると困るとか困らないとかという話が、イメージとしては確かにそうなのですが、当然、日額にした場合、その水準がどうなるのかということも密接に関係します。第1回目の会議でも申し上げ、意見書骨子案にも反映されているんですが、会議や打ち合わせ以外にある現地調査などの活動を、どの程度まで考慮するかということを加味すれば、会議に出席した分を「時給1,000円も出せばたくさんでしょ」といった水準で日額報酬が決められた場合は、「冗談じゃない。それ以外にもいろいろとやっていることを全く評価しないのか」と、やる気をなくする行政委員も出てくると思います。単純にはいかないと思いますが、現行の報酬水準を実働のマックスなところで割り返して日額単価を設定するという考え方もあるのではないかでしょうか。そもそも見直しの出発点は、外から見て、活動していないのに月額報酬をもらっているということであって、外に対して「責任や権限を持っているし、この分きちんと活動している」と説明できれば、そこそこ高い単価でも、活動した分をきちんと委員の方にお支払いするといった形にすれば、委員側のインセンティブの問題にも対応できるし、外に対してもきちんと説明がつくのではないかでしょうか。

○座長：それでは、先ほど、蝦名委員からご意見があったとおり、第2回目までの意見を取りまとめた意見書の骨子案に、本日の第3回目に各委員からいただいた様々な意見を追加・整理し、委員の皆様にお送りして内容を確認してもらった上で、私の方から意見書として県に提出することとしてよいでしょうか。

(委員から異論なし)

○座長：委員の皆さんには、大変お忙しい中、また、短い期間での検討にもかかわらず、ご協力をいただきありがとうございました。おかげさまをもって、本会議を滞りなく終えることができました。改めて感謝申し上げます。後の進行は、事務局の方にお願いします。

○司会：総務部長から皆様に一言ご挨拶させていただきます。

○総務部長：行政委員会の委員報酬ということで、非常に新しい取組について各委員の皆様から非常に参考になるご意見をいただいたことを改めてお礼申し上げます。この問題については、我々も非常に悩んでいます。一般的に行政で給料を決めるときなどは、他県の状況や国の動向、民間の状況など、客観的なデータに基づいてその給与体系を決めていくものです。しかし、行政委員会の委員報酬については、月額制をどのように見直していくのかということになると、我々としてどのように考え方を整理していくのかというのが、なかなかいい知恵が浮かばなかったところであります。外部の方々の忌憚のないご意見をお伺いしたく、我々が今後見直しを行っていくまでの理論武装というか、そういうことをさせていただきたく、検討会議を開催させていただいたところです。3回という短い会議で、しかも行政委員会には正直あまり馴染みのない委員の方々もいらっしゃったと思います。にもかかわらず、様々な観点からご意見をいただいたことを改めてお礼申し上げます。

あと、先ほど、「できれば年内にも意見書としていただきたい」と言いましたが、考えてみれば今日は12月18日ということで、仕事納めまでほとんど日がないこの時期に、年内にもという失礼なことを申し上げたことをお詫びいたします。もちろん、意見書が1月に入っても一向に差し支えありません。

本日、皆様からいただいた忌憚のないご意見は、非常にポイントを突いたものでしたので、箇条書きのような形になるかもしれません。一度、事務局で整理した上で座長に見ていただき、各委員にお配りいたしますので、内容をチェックの上最終的に県の方に意見書として提出していただければ幸いです。我々の方でも、意見書に記載した事項だけでなく、この検討会議における議論の過程で出た様々なご意見をも踏まえながら、どういった行政委員会の委員報酬のあり方が望ましいのか、をいったことを含めて、できるだけよい方向に見直しができるよう頑張って参りたいと考えています。本当にありがとうございました。

○司会：以上で、青森県行政委員会委員報酬検討会議を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。